# 仕　様　書

## １　件名

血中抗体検査及び予防接種業務委託（単価契約）

## ２　委託業務の概要

救急隊員等の感染防止対策として血中抗体検査及び予防接種を実施し、その結果を千葉市及び職員に報告を行う業務。

## ３　履行場所

下記条件を満たす履行場所等を受注者が用意すること。

また（１）～（５）に係る費用は、受注者が負担すること。

（１）実施場所が千葉市内であること。

（２）１時間当たり概ね６０人の採血が可能な、設備及び人員を受注者が用意すること。

（３）受注者が設置または管理運営をしている施設で実施すること。

（４）室内の温度により検査に支障が出ないよう、冷暖房等の空調設備が設けられていること。

（５）１時間あたり概ね６０人の検査を実施することに支障とならないよう、履行場所の敷地又はその付近に３０台以上の普通乗用車が駐車できる場所を確保できること。

## ４　履行期間

令和８年４月１日（水）から令和９年３月３１日（水）まで

## ５　血中抗体検査、予防接種の種類及び受診予定者数（千葉市の都合により増減することがある。）

（１）血中抗体検査（５種〔ア～オ〕）　５４回（５４人×１回）

別表「実施項目」のとおり、各感染症の検査結果を判定すること。

また、抗体価から接種対象者の抽出をするにあたって、一般社団法人日本環境感染学会「医療関係者のためのワクチンガイドライン第３版」に基づき実施すること。

※抗体の検査方法は次のとおりとする。

ア　Ｂ型肝炎　（抗体検査方法：化学発光酵素免疫測定法（ＣＬＥＩＡ法）等によること。）

イ　麻疹　（抗体検査方法：酵素抗体法（ＥＩＡ法）等によること。）

ウ　風疹　（抗体検査方法：酵素抗体法（ＥＩＡ法）等によること。）

エ　水痘　（抗体検査方法：酵素抗体法（ＥＩＡ法）等によること。）

オ　流行性耳下腺炎　（抗体検査方法：酵素抗体法（ＥＩＡ法）等によること。）

（２）血中抗体検査（Ｂ型肝炎）　３５回（３５人×１回）

検査内容については、上記のとおりとし、Ｂ型肝炎の検査を実施すること。

（３）予防接種

上記５（１）の血中抗体検査の結果から予防接種が必要とされた者のうち、発注者が必要と認めた者へ次に示すとおりに予防接種を行う。破傷風については、血中抗体検査を行わず予防接種のみを行う。

ア　Ｂ型肝炎　　５４人（接種予定回数：１６２回〔５４人×３回〕）

・１シリーズ（３回）を接種、Ｂ型肝炎ワクチン（ビームゲン等）

イ　麻疹・風疹　１３人（接種予定回数：１５回〔１１人×１回、２人×２回〕）
・１回又は２回接種、ＭＲワクチン（乾燥弱毒性麻しん風しん混合ワクチン等）
ウ　水痘　　７人（接種予定回数：１０回〔４人×１回、３人×２回〕）
・１回又は２回接種、水痘ワクチン（乾燥弱毒性水痘ワクチン等）
エ　流行性耳下腺炎　１４人（接種予定回数：２２回〔６人×１回、８人×２回〕）
・１回又は２回接種、流行性耳下腺炎ワクチン（乾燥弱毒性おたふくかぜワクチン等）
オ　破傷風　１７４人（接種予定回数：２２８回〔１２０×１回、５４人×２回〕）
・１回又は２回接種、破傷風トキソイド（破傷風トキソイド等）

## ６　実施方法等

（１）実施時期等
ア　血中抗体検査は令和８年４月から６月までに実施する。ただし、令和８年６月以降に採用された職員がいるときは、随時実施するものとする。
イ　各予防接種は、令和８年４月から令和９年３月までの間に適切な期間をおいて実施する。
ウ　血中抗体検査に必要な採血及びワクチン接種のための予防接種は、原則午前中に実施するものとする。

（２）業務の実施方法
ア　業務の事前打合せ
受注者は、受注決定後速やかに、業務の実施方法及び内容の詳細、並びに電子データの構成等について、千葉市と打合せを行うものとする。
イ　接種結果に係る報告
本件委託業務に係る成果物として、それぞれの業務完了後３０日以内に、上記５に掲げる事項について、書面及び一般的な表計算ソフトで取り扱い可能な電子データにより報告をすること。

## ７　個人情報の保護

（１）受注者は、この業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法令」という。）を遵守し、その取扱いについて細心の注意をもって対処しなければならない。
（２）この業務の処理に際して情報セキュリティに関する事故が発生した場合、適切な説明責任を果たす必要があると認められるときは、発注者は当該事故の公表をすることができるものとする。

## ８　経費の負担

この業務に必要な消耗品・機器及び搬入・運搬等の諸経費は、あらかじめ千葉市が認めた場合を除き、すべて受注者の負担とする。

## ９　委託料の請求方法

（１）委託料の請求は、血中抗体検査及び予防接種の２回に分けて行うものとする。
（２）本件業務に係る委託料の請求金額は、各種血中抗体検査または各種予防接種の契約単価にそれぞれの実施者数を乗じた額の合計額とする。（合計額の１円未満の値については、切り捨てとする。）
（３）委託料の請求は、各委託業務の報告が適正に行われ、千葉市の検査確認が完了し次第、速やかに行うものとする。
（４）委託料の請求の際には、実施項目ごとの受診者数が明らかとなるような資料を添付または記載す

るものとする。

**１０　仕様書の変更･追加**

この仕様書の内容については、千葉市が必要と認める場合に受注者と別途協議のうえ、変更及び追加を行うことができるものとする。

**１１　その他**

（１）受注者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、速やかに適切な対応を行うとともに、原因調査を行い、千葉市に報告すること。

（２）受注者は、業務遂行にあたり、過失により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、受注者の責任で賠償等を行うこと。

（３）受注者は、この仕様書又はその他の事項について疑義が生じたときは、その都度千葉市と協議し、その指示に従うこと。

（４）医師法・医療法等の関係法令を遵守すること。

**別表**

**実　施　項　目**

**血中抗体検査及び予防接種の実施項目について**

| 実施項目 | | | 備考 |
|---|---|---|---|
| 血中抗体検査 | ①　B 型肝炎 | 抗体価、抗体の有無、抗原の有無を判定すること。<br>抗体価から接種対象者の抽出をすること。 | 医師の問診等含む |
| | ②　麻疹 | 抗体価、抗体の有無を判定すること。<br>抗体価から接種対象者の抽出をすること。 | 同上 |
| | ③　風疹 | 同上 | 同上 |
| | ④　水痘 | 同上 | 同上 |
| | ⑤　流行性耳下腺炎 | 同上 | 同上 |
| 予防接種 | ①　B 型肝炎 | 血中抗体検査の結果に基づき、発注者が予防接種の必要があると認めた者に対して1シリーズ(1シリーズ:3回)の予防接種を行う。 | 医師の問診等含む |
| | ②　麻疹･風疹 | 血中抗体検査の結果に基づき、発注者が予防接種の必要があると認めた者に対して、１回又は２回接種を行う。 | 同上 |
| | ③　水痘 | 血中抗体検査の結果に基づき、発注者が予防接種の必要があると認めた者に対して、１回又は２回接種を行う。 | 同上 |
| | ④　流行性耳下腺炎 | 血中抗体検査の結果に基づき、発注者が予防接種の必要があると認めた者に対して、１回又は２回接種を行う。 | 同上 |
| | ⑤　破傷風 | 発注者が予防接種の必要があると認めた者に対して、１回又は２回接種を行う。 | 医師の問診等含む<br>血中抗体検査なし |